

# 筑西市議会総務企画委員会

## 会 議 録

(令和元年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

## 総務企画委員会 会議録

### 1 日時

令和元年6月17日(月) 開会：午前9時58分 閉会：午前10時47分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

- 議案第 6号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第2号)のうち所管の補正予算  
議案第 8号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について(分割付託分)  
議案第10号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第3号)のうち所管の補正予算
- 

### 4 出席委員

委員長	津田 修君	副委員長	三澤 隆一君			
委員	中座 敏和君	委員	稲川 新二君	委員	石嶋 巖君	
委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	委員	赤城 正徳君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

---

委員長 津田 修

○委員長（津田 修君） それでは、改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまから総務企画委員会を開催いたしたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立をいたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいりたいと思います。

なお、議案審査の順序でございますが、お手元に配付いたしました順番で、補正予算議案2案、条例議案1案について、所管部ごとに審査をお願いたいと存じます。ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。それでは、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

初めに、総務部でございます。議案第8号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）」について審査をお願いします。

総務課から説明をお願いいたします。

中島総務課長、お願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 改めまして、おはようございます。総務課の中島でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第8号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」のうち総務課所管についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、非常勤特別職の報酬額を規定しております別表第2の改正になります。別表第2第1項の改正でございますが、1ページ目の下の部分をごらんいただきたいと思います。筑西市の選挙執行に関し、選挙長、選挙立会人、開票管理者、開票立会人、投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人の報酬について、それぞれ100円から200円の範囲で増額するものでございます。理由といたしましては、令和元年5月15日付法律第1号で公布された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正によって、国の選挙における選挙長ほかの職の報酬額が増額されたことに伴うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例改正の施行期日を公布日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） ありがとうございます。今ご説明をいただきました。

それでは、議案第8号の質疑をお願いをいたしたいと思います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 今度土地改良法が変わって、土地改良が筑西市選挙管理委員会のお世話にならないでも、土地改良法によって、土地改良のほうで選挙できることと相成りましたけれども、7月に行われます土地改良の改選、そういうのは総代選挙なんかおおむねそうですが、それは今度はまだ筑西市の選挙管理委員会にお世話にならないかと思うのです。そのときにやはり選挙立会人、または選挙長なんていうのは、報酬が幾らになるのでしょうか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 赤城委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

今の土地改良区の補欠選挙の件でございますが、立会人は、今説明したとおりでございます、選挙長につきましては1万600円から1万800円へ、選挙立ち会いにつきましては8,800円から8,900円と改正で、今の今回の改正案と同様の取り扱いをするものでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 中身的にはわかったのですが、基本的なことで、選挙の投票所の立会人という方は、どういう人になっているのですか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お答えいただきます。

○総務課長（中島国人君） 尾木委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

立会人の選任ということでございますが、選任につきましては、各投票所の自治委員、もしくは今管理者でございますが、管理者の推薦とか、各投票所にて若干違いますが、その立会人管理者で推薦していただくもの、あと自治会のほうで推薦していただくような形で今は選任しております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 一部同じ人となっているようなところもあるし、何か常にかわってしまうようなところもあるのですけれども、では、そういう別に基準的なものは何もなくて、こういう決められた人がやっているということなのですか。

○委員長（津田 修君） 高島総務部長、お願いします。

○総務部長（高島健二君） いつもかわっていないところとかわっているところというふうなご質疑だと思うのですが、こちらのほう、選挙管理委員会のほうに届け出がございまして、立会人、管理者が変更になりましたというふうな推薦書等がございまして、それに基づいて対応しておりますので、ずっとかわっていないというところは、特に変更がないという投票所だと思います。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 関連しまして、この投票所もたくさんあると思うのですが、期日前投票だとかそういうことも含めまして、トータルで何人ぐらいの方がこれに携わっているのか。また、その費用弁償の額というのはどのぐらいトータルにするとなるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 期日前投票所の人数ということでよろしいでしょうか。各投票所におきましては、管理者が1名、立会人が2名以上という形で対応させていただいております。前回の市議会議員選挙でございますが、投票管理者が30名、立会人60名が選任されております。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 期日前投票ということの方ですね。投票日、それはまた別なのですか。期日前投票と投票……

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 今の数字でございますが、これは期日前の投票所のです。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） そうすると、投票日まで含めてだと、これにまたプラスされて、立会人。投票日も立会人いますものね。そうすると、トータルだともう少し人数ふえるわけですね、選挙全部、告示から投票日入れますと。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 当日の管理者の人数が53名、53投票所ですので53名、立会人106名が当日の従事者でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

○委員（箱守茂樹君） 費用的には、トータルで全部合わせて、期日前も含め、投票日も含めて。

○委員長（津田 修君） それでは、中島総務課長、お願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 申しわけありません。ちょっと今手元に資料がございませんので、費用につきましてはちょっとお答えができないという形になります。

○総務部長（高島健二君） 今までの報酬額をその人数に掛けた額が、立会人、管理者の報酬額になると思います。済みません、今ちょっと正確な数字が出せなくて申しわけございません。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 土地改良のほうは、いつから筑西市の選挙から離れるのでしょうか、選挙のほうは。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 赤城委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

土地改良区がいつから土地改良区で選挙をやるというご質疑だと思うのですが、こちらは公職選挙法が4月に改正されました。改正の前に法により執行した土地改良区は任期満了までが市選挙管理委員会で選挙を執行することになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） では、中島課長、この7月に筑西市の選挙管理委員会にお世話になって改選された役員さんは次の任期後に土地改良のほうにできるのですね。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 赤城委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

今委員さんがおっしゃったとおりでございます。

○委員長（津田 修君） ほかにございませんでしょうか。

中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 先ほど箱守委員さんの報酬の……予算ちょっと確定はしておりませんが、予算額としては報酬額は280万4,000円を予算額としております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、これより議案第8号の採決をいたしたいと思います。

議案第8号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に

ついて（分割付託分）」について賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第10号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち総務部所管の補正予算について審査をお願いします。

なお、議案第10号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決といたしたいと思えます。

それでは、関城支所から説明をお願いします。

植木関城支所長、お願いいたします。

○関城支所長（植木克則君） 関城支所の植木でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第10号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち総務部関城支所所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節15工事請負費、説明欄、関城支所維持管理費129万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、旧関城中央保育所跡地に接します民有地において、住宅の新築工事を行うことから、境界にまたがります雑木の伐採等についての依頼があったためでございます。伐採、抜根及び整地等の工事を行うものであり、新築工事に支障のないよう早急な措置が必要となったため、今回増額補正をお願いするものでございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（津田 修君） 説明が終わりました。質疑のほう、よろしくどうぞ。

尾木委員さん。

○委員（尾木恵子君） 129万6,000円かけて伐採するということなのですから、どのくらいの規模と、状況はどんな感じなのですか。

○委員長（津田 修君） 植木関城支所長。

○関城支所長（植木克則君） 尾木委員さんのご質疑にご答弁いたします。

もともと関城時代の中央保育所ということでございまして、宅地面積が2,234平米及び畑691平米、合計2,925平米の小高い山のような形になったところでございます。中央保育所につきましては、昭和33年4月に開所になりまして、その後、関城保育所に合併になりまして、61年が過ぎてございます。今言ったようにこんもりした山合いございまして、境界にはサワラの木とかケヤキの木、イチョウの木といった木で境界がなっております。今回、隣の土地で新築工事があるということで、境界を確認したところ、その境界に植わっていた木がだんだん年数がたちまして大きくなってしましまして、境界がはみ出してしまったと、また根っこもはみ出してしまったということから、新築工事に支障がないようにということで今回補正を上げたわけなのですが、そういう形で、大小合わせて19本ぐらいの大きな木がありまして、その伐採をするということでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 上だけやってしまって、今、根のほうもあれだとかという話ありましたが、根っこからやってしまうのではなくて、今回はどういうふうにするのですか、伐採、根っこから全部取らないと、また出てきてしまいますよね。

○委員長（津田 修君） 植木関城支所長。

○関城支所長（植木克則君） 尾木委員さんのご質疑にご答弁いたします。

委員さんご指摘のとおり、切っただけでは、今言ったように根っこがかなり張っていますので、今回は掘り起こしまして、根っこもきれいに取りまして、その整地ということで、民有地の土地が南北に長い土地なものですから、基礎工事にこれから入るわけなのですが、その基礎工事の下まで根っこがあると、後で補償問題とかあっては困りますので、その辺をきれいにするには、今回の工事が必要になったということでご理解をしていただければと思います。よろしくお祈いします。

○委員長（津田 修君） ほかがございませんでしょうか。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 民有地の所有者は何人いらっしゃるのですか、隣接する民有地は。

○委員長（津田 修君） 植木関城支所長、お祈いします。

○関城支所長（植木克則君） 石嶋委員さんのご質疑にご答弁させていただきます。

民有地の方はもともとは借家でした。今回若い夫婦が同居しているわけなのですが、その方が新築したいということで、その土地と、今借りている家屋を購入して、新築が始まりました。ですので、所有者は1名でございます。よろしくお祈いします。

○委員長（津田 修君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 市のほうの土地は今現在どのような土地ですか。

○委員長（津田 修君） 植木関城支所長、どうぞ。

○関城支所長（植木克則君） 今のその跡地。

○委員（稲川新二君） 市のほうの状況。

○関城支所長（植木克則君） 今の土地ですね。今言ったように周りが木で囲まれておりまして、市では、市街地でございますので、民間の業者に委託管理、下地の草が生えたらカットしてもらうとか、枝がこうなったらカットしてもらうとか、そういうような形で、まだ森みたくなっているような状況なのです。

（「建屋はない」と呼ぶ者あり）

○関城支所長（植木克則君） （続）今回そういう形で、うちの部長のほうからも指示をいただきましたが、こういうふうになる前にもっとしっかり管理をなさいということで、今委託業者には改めて危険箇所とかがないかどうかを確認しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 129万6,000円の内訳はあるのですか。伐採が幾らとか抜根が幾らとか、お祈いします。

○委員長（津田 修君） 植木関城支所長、お祈いします。

○関城支所長（植木克則君） 赤城委員さんのご質疑にお答えします。

業者のほうに早速見積もりをとりまして、先ほども言いましたように、大小合わせて19本の立木等がご

ざいます。それが伐採、抜根が75万円ぐらいかかります。整地が5万2,000円で、運搬諸経費などが30万円ぐらいで、合計が129万6,000円というようになります。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それではよろしいですか、ほかございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、ないようですので質疑を終わりたいと思いますが、なお、議案第10号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決をいたしたいというふうに思います。

以上で、総務部の審査を終わりにいたします。

それでは、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは、次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち企画部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第6号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決をいたしたいというふうに思います。

それでは、財政課から説明を願います。

板橋財政課長、よろしくお願いいたします。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課の板橋と申します。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼します。

議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入でございます。款19繰入金、項2目1基金繰入金につきまして、今回の補正予算に伴う収支調整のため、説明欄にございますように、財政調整基金1,013万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費に440万4,000円の増額をお願いするものでございます。国から交付されます森林環境譲与税を森林環境基金に積み立てするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。質疑ございませんでしょうか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 森林環境税というので、今度は今から5年後か6年後に皆さんから取り上げるのだけれども、税をかけるのだけれども、それは町から森林環境税に対する詳しい説明というのがないのか。願いますよ。一般市民からもらうのは令和何年度からなわけ。

○委員長（津田 修君） それでは、お答えいただきますか。

板橋財政課長。

○財政課長（板橋 勝君） ご答弁申し上げます。

市民税の均等割ということで1人1,000円、それを徴収するのは令和6年度からです。何で令和6年度ま



でかといいますと、令和5年度までが、今復興特別税として徴収している部分がちょうど令和5年度で終わります。それから、今度令和6年から今回の森林環境税のほうの徴収が始まるというようなことになっています。徴収については。

○委員長（津田 修君） それでは、石嶋委員、お願いします。

○委員（石嶋 巖君） 均等割とおっしゃいましたが、そうしますと、赤ちゃんからお年寄りまでという意味ですか。

○委員長（津田 修君） それでは、板橋財政課長、お願いします。

○財政課長（板橋 勝君） これは課税される人だけで、申告して市民税を課税される人が対象であって、未成年とかそういった人は全然対象になりません。

（「市民税の課税対象者が対象者になるの」と呼ぶ者あり）

○財政課長（板橋 勝君） （続）そうです。そこから1,000円ずつ均等割でいただくというようなことです。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 譲与税のほうなのですけども、まず最初は444万円という形で、これ3年ぐらいから上がっていきますよね、その辺の、ちょっと何でそういうふうになってくるのかが、よく調べてみたんですけども、国のほうの説明のほうがちょっと理解できないような状況だったので、どうしてそういう段階的に上がって……上がっていくということは、課税のほうも上がってってしまうということなのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、板橋財政課長、お願いします。

○財政課長（板橋 勝君） これちょっと詳しくは農政課のほうが所管になるので、今回私たちのほうは積立金というだけなので……

（……聴取不能……）

○財政課長（板橋 勝君） （続）そうなのです。ちょっとそこまでは、申しわけございません。ただ、その中でなぜそう伸びていくかというのが、とりあえず何でも国も最初もそうなのですけども、最初は少な目で徐々に徐々に伸びていくという形になっていくのでしょうか、どうしても今まで。そこがちょっとよくわかっていなくて、申しわけないです。済みません。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 12、13ページの基金の繰入金1,013万1,000円、財政調整基金へ繰り入れる。そうすると繰り入れるのだから、何かこれだけの金額が穴あいたところに繰り入れるの。これは、令和元年度予算を組むとき、財政調整基金のほうから借りて予算組んだのかな。

○委員長（津田 修君） それでは、板橋財政課長、お願いいたします。

○財政課長（板橋 勝君） ご答弁申し上げます。

1,013万1,000円というのは、要は、最終的に予算を組んで、例えば2ページ、3ページをお開き願いたいと思うのですが、その中での3ページの補正額とあると思うのですが、ここが今回の補正予算で歳入で要求したものがあって、この基金繰入金以外の歳入が全部あるわけです。それに対して4ページ、5ページで歳出、これだけの歳出がありますと、基金繰入金を除いたその差額分が基金繰り入れということで、調整するというので今回補正してあります。基金というのは家庭でいえば貯金です。その貯金を財政調

整基金ということで貯金をしてあったので、今回補正のために財源としてその貯金を取り崩して今回の予算に充てるといふような意味合いでございます。

以上です。

(「予算とは関係なかったのだね、予算組む」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) それでは、板橋財政課長、お願いします。

○財政課長(板橋 勝君) 予算とおっしゃいますと……

(「令和元年度の予算」と呼ぶ者あり)

○財務課長(板橋 勝君) (続) ですので、令和元年度当初予算では、財政調整基金は、基金繰入金というのが補正前の額であると思うのです。このうち基金の繰り入れとしては16億3,880万1,000円を見ました。見えています、当初でも。今回補正をするために不足するので、また基金を繰り入れさせてもらいたいという、そういう補正予算です。

○委員長(津田 修君) 赤城委員、どうぞ。

○委員(赤城正徳君) では、市としては、基金のほうを取り崩した分は、今回、それを穴埋めする。基金のほうから借金して今度は返したが、借金はなくなったという、ざっくばらんな話は、そういうことかな。

○委員長(津田 修君) 板橋財政課長、お願いします。

○財政課長(板橋 勝君) 基金ということなので、借金ではないので、貯金としてあったものを、とりあえず財源として必要になるので、取り崩させてもらうということで、今後9月議会以降は繰越金というのが出てきますので、それは平成30年度で歳入歳出を差し引きして余った分、それを財源とさせていただきますかなと思っているのですが、まだその繰越金が確定していないので、今回はその財政調整基金で調整させてもらうということになります。なので、その分取り崩した分は、その分は基金がそのまま行ってしまった分は減ってしまいます。もし今後予算で、例えば歳入が何かふえるような要素があれば、また取り崩しをやめるというようなこともできます、それは。その中で調整、年度内で増減は生じます。

○委員長(津田 修君) 赤城委員、どうぞ。

○委員(赤城正徳君) 基金から取り崩した分は、また埋め戻しているというような意味だよな。あらゆるもの、基金のほうに入れるというのは、はい、わかりました。

○委員長(津田 修君) 石嶋委員。

○委員(石嶋 巖君) 積立金等というこの市有財産の項目があるのですけれども、財政調整基金から始まって合併振興基金、この森林の基金はどの項目に該当するのでしょうか。

○委員長(津田 修君) 板橋財政課長、よろしくお願いします。

○財政課長(板橋 勝君) 森林環境税の森林環境基金については、特定目的基金というような扱いになります。基金というのは、大きく言いますと、財政調整基金、それから減債基金、それからそれぞれの目的を持った特定目的基金というのがあります。その3つに大別できます。

以上です。

○委員長(津田 修君) それでは、ほかないようですので、質疑を終わらせていただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) それでは、6号のほうは終わらせていただきまして、次に、議案第10号「令和元年度筑西市一般会計補正予算(第3号)」のうち企画部所管の補正予算について審査を願います。

続けて、財政課から説明をお願いいたします。

板橋財政課長、よろしくお願いいたします。

○財政課長(板橋 勝君) 議案第10号「令和元年度筑西市一般会計補正予算(第3号)」のうち財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、2、歳入でございます。款19繰入金、項2目1基金繰入金につきまして、今回の補正予算に伴う収支調整のため説明欄にございますように財政調整繰入金5,817万円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(津田 修君) それでは、質疑をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) それでは、ないようですので、終結をしたいと思います。

以上で、議案第10号について全ての説明、質疑を終了いたしました。これにより議案第10号の採決をいたします。

議案第10号「令和元年度筑西市一般会計補正予算(第3号)」のうち所管の補正予算について賛成者の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長(津田 修君) 全員賛成であります。よって、本案は可決をされました。

以上で企画部の審査を終わらせていただきます。

ここで執行部の入れかえをお願いいたします。

[企画部退室。市民環境部入室]

○委員長(津田 修君) よろしく申し上げます。

それでは次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算(第2号)」のうち市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

それでは、市民課から説明をお願いいたします。

板谷市民課長、よろしくお願いいたします。

○市民課長(板谷典子君) 市民課長の板谷です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第6号のうち市民課所管の補正予算についてご説明いたします。6ページをお開き願います。戸籍総合システム再構築委託、期間、令和2年度から令和7年度まで、1億1,546万4,000円に消費税額を加えた額を限度額として設定するものでございます。この債務負担行為補正の内容でございますが、現行の戸籍システムは平成27年度の更新から5年が経過する令和2年度中に使用及び保守の期限を迎えます。そのため令和2年度当初から更新作業に着手するためには、今年度中に事業者と契約する必要があります。今

回その契約に先立ちまして、更新に係る経費としてハードウェア関連費用及びシステムの構築費、各年度の使用料や保守料を一括して限度額を設定した債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

昨今、戸籍事務に関する国の動向には多くの変革が生じております。例えば戸籍システムを自庁で管理運営することにかえて、外部データセンターにおいて管理運営を行い、ネットワーク経由で利用することもできるようになりました。さらに今後、戸籍法の改正や個人番号法の利用拡大による戸籍システムのマイナンバー対応の動向に的確に対応していく必要もございます。

このような状況の中、次期システムの導入に当たっては、現行の機能を踏まえながら情報セキュリティ対策に十分配慮し、価格、システムの操作性、住基システムとの連携など、総合的な観点で事業者を選定し、契約したいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今、ご説明で国の動向ということがあったのですが、その具体的な中身について教えていただければと。

○委員長（津田 修君） 板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） 先ほども説明させていただいたとおり、今まではサーバーを自庁で管理運営していたのですが、それを外部に出して、ネットワークで管理すること、経由して利用することもできるような取り扱いが始まりました。それを選択するか選択しないかは各市町村の考え方ですので、その辺を今回の協議の中で決めさせていただいたりとか、あと戸籍法の改正やマイナンバー法の適用に向けて、システムの改正も必要になっていきますので、それに適応した業者の選択が必要だということになります。

以上です。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 関連しまして、その外部運用ということで外部に出すということなのですが、今、特に個人情報の漏えいということで随分問題になっていきますけれども、その辺のセキュリティーの面ではどうなのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） 情報セキュリティ対策に関しましては、今回、コンサル業者を入れて業者選定を行っておりますので、その中で十分に協議させていただきたいと思っております。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 限度額1億1,546万4,000円という部分の説明をお願いしたいのですが、どうして限度額がこの範囲になるのか。

○委員長（津田 修君） 板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） この限度額につきましては、現行の業者からもし別の業者にかかわることを想定しても契約できる範囲ということで設定したものでして、システムの更新経費が約5,500万円、初年度の使用料約70万円、初年度の保守料140万円、データ移行料、現在のベンダーから新しいベンダーにデータを移行するための費用が約3,000万円、そのほかに翌年、令和2年から令和7年にかけて発生する使用料と補

修料、各1,000万円と2,000万円、それを合計したものが1億1,546万4,000円になります。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） では、もしどこの業者になったとしても、この範囲内ではできるということですね。

○委員長（津田 修君） 板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） 現行ベンダーであっても、また別のベンダーであっても、業者変更をしたとしても、この金額でできますよということでお見積もりいただいております。

○委員長（津田 修君） それでは、三澤委員、お願いします。

○委員（三澤隆一君） ちょっとわからないので、お聞きしたいのですが、戸籍法の改正ということで、ちょっとこの簡単な内容をお聞きしたいのと、改正された部分です。それと、その業者というのは具体的にどんな、クラウド的な感じで今度は利用できるということですね。要するにどこからでも利用できるわけですね、今度戸籍のその情報というのは。例えば市役所の中でなくても、外部からでもとれるということですね。

それで、業者がどういった業者がそれは扱うのかということ、それと将来的に、例えば他県からも戸籍の情報を引き出すこと、わざわざ封筒の要望の書類を送ったりしないで、どこからでも、例えば筑西市から神奈川県でも九州でもどこの情報もとれるようになっていくのかということ。

あともう一つは、使用料なのですけれども、たしかさっき初年度70万円と言っていましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（三澤隆一君） （続）それ以降が1,000万円と2,000万円と、どっちが1,000万円だか2,000万円かわからないのですけれども、2年目以降から1,000万円とか2,000万円というのは、金額のその差額はなぜかなと、そこだけ教えてください。

○委員長（津田 修君） それでは、板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） まず、戸籍法改正、番号法改正なのですけれども、令和5年度を予定しているのですけれども、戸籍のマイナンバー利用が始まっていきます。それによって、全国の戸籍が見られる、戸籍従事者が見られたりとか、証明書を発行できたりということになっていく予定ですので、そういうシステムを、また構築とは別に改正していく必要があります。

使用料に関しましては、月額使用料が19万円ですので、5年間、60カ月分の使用料を今回限度額として設定した中に含んでおります。

（「5年間だね」と呼ぶ者あり）

○市民課長（板谷典子君） （続）はい。

（「あと業者さんはどういったところ」と呼ぶ者あり）

○市民課長（板谷典子君） （続）業者は、今現在、戸籍を取り扱う業者は6業者に限られているのです。その中で今現在、私どもの使っている業者と、あと全国シェアが圧倒的に多い業者もありますので、そちらのほうとの比較検討が主になっていくかと思えます。

○委員長（津田 修君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 将来的な利用方法というのは、どこからでも取り寄せられるということで、先ほどお聞きしたので結構ですけれども、業者さんの名前は公表できないということですね。今現在使って

いる業者さんと、それからそのほかの業者さん、6業者さんから選択するという、1業者に決まるということ、まだ決まっていないから発表できないと、わかりました。では、了解です。

○委員長（津田 修君） ほかがございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結したいというふうに思います。

以上で、議案第6号について全ての部の説明、質疑が終了いたしました。

これより採決をいたします。

議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 賛成多数であります。よって、本案は可決いたしました。

以上で市民環境部所管の審査を終わります。

これで総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了します。

執行部は退室をお願いいたします。

どうもご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（津田 修君） それでは、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時47分